

事業者排出量削減報告書 176

(あて先) 京都府知事						
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)				
京都市南区上烏羽金仏31番地		京聯自動車株式会社 代表取締役社長 横山 末松				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の主たる業種	旅客自動車運送事業 (タクシー事業)					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月					
基本方針	燃料消費の無駄を省き、効率の改善を図り、会社として合理化を推進する中で温室ガス削減を目指す。					
推進体制	社長を本部長として、全社を挙げて、温暖化防止の計画策定及び進捗状況管理を徹底、推進する。					
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	18	車両	アイドリング・ストップ車を試験的に一両導入した。(H18年10月)			
	18~19	全社員	アイドリング・ストップ、駐車時のエンジン・オフの啓蒙推進 (資料の掲示及び点呼で指導)			
	18~19	全乗務員・全車両	全乗務員に日々の燃料使用量と0当たり走行距離を日報に記載義務化、及び乗務員並びに車両毎の0当たり走行距離の管理を開始 (指導開始18/10から、)			
	19	全乗務員・全車両	個人差・車両差のチェック及び個人別指導の徹底開始			
19	全社員	温暖化防止と、合理化及び効率化のより一層の具体的対応策の検討、推進				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	報告年度 (実績) (18) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (実績) (%)
	A 事業所等排出区分	91 t	90 t	-1.1 %	107.0 t	17.6 %
	B 輸送車両排出区分	4136 t	4124 t	-0.3 %	3847 t	-6.99 %
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 4227 t	*2 4,214 t	-0.3 %	*4 3954 t	-6.46 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		報告年度 (実績) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	/	(整備面積) ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t		(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t		(発電量) kWh	(削減量) t
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		(購入量) kWh	(削減量) t
	削減量等合計		*3 t		*5 t	
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	*1 4227 t	(*)-(*) 4214.0 t	-0.3 %		(*)-(*) 3954.0 t	-6.46 %
特記事項						
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。